

岐阜県清流の国スポーツ推進条例（案）の概要

条例制定の趣旨

スポーツは、青少年の健全育成や体力の向上、また、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。さらに、おもてなし活動などのスポーツを支える活動を含めたスポーツの推進は、地域社会の絆を構築し、様々な問題を抱える地域社会の再生、地域の活性化、産業の振興等に寄与するものです。

また、本県においては、昨年開催された、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会を契機として、障害者スポーツを含む、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、岐阜方式の活用等による競技力の向上やおもてなし活動等を通じた県民の地域の絆づくりなど、スポーツを支える活動を含めたスポーツの推進がもたらす成果を強く実感したところです。

そのため、県民一人一人が、そのような成果を継続、発展、さらに本県の貴重な財産として活用し、健康で活力ある地域づくりを進めることを重要な責務としてとらえるとともに、生涯にわたり、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画することにより、明るく健康で心豊かな県民生活の形成と活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための本条例を制定するものです。

概要

1 目的（第1条関係）

本条例は、スポーツ(運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動)の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念（第2条関係）

- ・ スポーツは、県民の心身の健康の保持増進が図られるよう推進されなければならない。
- ・ スポーツは、すべての県民が生涯にわたり、年齢、関心等に応じて親しめるよう推進されなければならない。
- ・ スポーツは、青少年によるスポーツ活動が豊かな人間性の涵養等のため特に重要であるという認識の下、学校、スポーツ関係団体(スポーツに関する事業を行い、その振興に資する活動を行う団体)等が相互に連携を図りながら推進されなければならない。

- ・ スポーツは、障害の種類等に応じた必要な配慮をするとともに、障害者とともに生きる社会の推進に資するよう推進されなければならない。
- ・ スポーツは、岐阜方式(一つのスポーツチームが、複数の企業から選手の雇用等による支援を受けながら活動していく方式)の継続等、競技水準の向上のための施策について、関係者が相互に連携し、効果的に推進されなければならない。
- ・ スポーツは、地域の人々の交流が促進され、地域の絆づくり及び地域の活性化が図られるよう推進されなければならない。

3 県の責務(第3条関係)

県は、教育委員会のみならず、関係部局が一体となって、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとともに、施策の策定及び実施に当たっては、県民、スポーツ関係団体及び健康・福祉に関わる団体等との連携に努める。

4 スポーツ関係団体等の役割(第4条関係)

スポーツ関係団体等は、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、県、市町村及びその他の関係団体との協働に努める。

5 市町村との連携(第5条関係)

県は、市町村がスポーツの推進に関する施策を策定し、実施することを促進するため、情報の提供、助言等の必要な支援を行うよう努める。

6 県民参加の促進(第6条関係)

県は、ミナモダンス及びミナモ体操等を活用した啓発活動、競技会やスポーツイベントの開催等による高い競技水準に触れる環境づくり等を通じ、県民のスポーツ活動への参加の促進に努める。

7 推進計画の策定(第7条関係)

県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本県の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定する。なお、計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民の意見が反映されるように適切な措置を講ずる。

8 健康の保持増進等(第8条関係)

県は、スポーツ活動を推進するとともに、心身の健康の保持増進、疾病予防等、県民が健やかに生活するために必要な施策を講ずるよう努める。

9 生涯スポーツの推進等（第9条関係）

県は、子どもから高齢者まで、県民が生涯にわたり、体力、年齢等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、レクリエーション活動等に参加する機会の提供等必要な施策を講ずるとともに、県民が生涯にわたって生き生きと生活するための社会づくりに努める。

10 青少年スポーツの推進等（第10条関係）

県は、青少年によるスポーツ活動を推進するため、スポーツ活動に参加しやすい環境づくりや参加機会の提供等必要な施策を講ずるとともに、青少年スポーツの推進を通じた、豊かな人間性の涵養、規範意識の醸成等青少年の健全な育成に努める。

11 学校におけるスポーツ活動の推進（第11条関係）

県は、学校における部活動等のスポーツ活動の推進を図るため、スポーツに関する教員の資質向上、地域における指導者の確保及び活用等必要な施策を講ずるよう努める。

12 障害者スポーツの推進等（第12条関係）

県は、障害者によるスポーツ活動を推進するため、障害の種類等に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供等必要な施策を講ずるとともに、障害者が元気に安心して生活できるよう、バリアフリーなど障害者にやさしい社会づくりに努める。

13 競技水準の向上（第13条関係）

- ・ 県は、競技水準の向上を図るため、年齢に応じたスポーツ選手の計画的な育成、指導者の確保及び養成等必要な施策を講ずるよう努める。
- ・ 県は、スポーツ選手及び指導者がその能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、環境の整備等必要な施策を講ずるよう努める。
- ・ 県は、スポーツ選手及びスポーツチームの競技水準の維持向上ができるよう、岐阜方を継続するための支援等必要な施策を講ずるよう努める。

14 スポーツを通じた地域の絆づくり及び地域の活性化（第14条・第15条関係）

- ・ 県は、スポーツを通じた地域における絆づくりを促進するため、スポーツ大会等におけるおもてなし活動への支援等必要な施策を講ずるよう努める。
- ・ 県は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、上記施策のほか、各種スポーツ大会の開催及び誘致、スポーツ関連産業の振興等必要な施策を講ずるよう努める。

15 県民会議の設置（第16条関係）

県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となって実施するため、県民会議を設置する。

16 スポーツ推進月間の創設（第17条関係）

県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民がスポーツ及びボランティア活動等のスポーツを支える活動に参画できるよう、スポーツ推進月間を創設し、当該月間に、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努める。

17 顕彰（第18条関係）

県は、スポーツ大会等で優秀な成績を収めた者や、おもてなし活動等のスポーツを支える活動を通じてスポーツの推進に寄与した者を顕彰する。

18 施設の整備等（第19条関係）

- ・ 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努める。
- ・ 県は、スポーツ施設の整備に当たり、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努める。
- ・ 県は県が設置する学校等をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努める。

19 財政上の措置（第20条関係）

県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

20 施行日（附則関係）

本条例は公布の日から施行する。